

## おわりに

文部科学省から委託を受けてこの調査研究を始めてまもなく一つの共同研究の申し込みが海外企業からあり、この研究の調査資料や作成中の共同研究契約サンプルが早速役に立った。一方契約の相手方担当部署が本国の法務知的財産部門であったために、お互いの状況を理解しあうのに苦労し、時間を要した。

平成16年4月に国立大学法人に移行し、各大学が独自の契約を行うことができるようになったときにも知的財産の取扱いに関してお互いの主張が食い違うことがあったが、相手が国内企業であったために、修正提案があればすぐに電話で話すか会って話し合うことによってほとんどのケースでは短期間で解決することができた。今ではお互いに経験を積んでいるので、会って話し合うことなく数回のメールのやり取りで解決することが多い。

海外企業との共同研究・受託研究契約は、国立大学法人化後に生じた国内企業との交渉と同じような問題が今新たに起こってきたともいえるが、相手の国との法令の違いや本国の法務知的財産本部の関与、更に交渉における言葉の問題もあり、知的財産本部としてやらなければならない問題は2年ほど前の国内企業との問題よりも大きい。

本学では産学連携ポリシーもすでに策定し、次に国際的産学官連携がしっかりと定着する体制、すなわち双方の研究担当者、関係者が成果に満足できる体制構築を目指している。

具体的には第1ステップとして国際的産学官連携、海外との共同研究マニュアル作成、および手続き、管理等支援スタッフ体制整備に努め、次のステップとして「本学・相手担当研究者双方の満足度向上」を掲げている。これは本学との共同研究等を行った結果、相手（海外大学・企業等）が「成果が上がった」「本当に良かった」「是非継続して行いたい」と考えると共に、本学の担当研究者が海外大学・企業等と共同研究等を行った結果、「成果が上がった」「研究の幅、人脈が広がった」「研究チームが強化された」等の具体的成果を得たと考えるようになることを意味している。

本研究では内外の弁護士、弁理士の指導、支援を受け、他大学にもご意見を伺い、また各大学で検討中の英文共同研究サンプルをお送り頂き、参考にさせて頂いた。

本学の教員、研究者の方々にも多くのご意見を頂いた。

ここに厚く御礼申し上げます。

平成18年3月

電気通信大学知的財産本部

副本部長 堀 建二